

(仮訳)

2017年1月16日

日米合同委員会

件名：合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力

1. 参照：

- a. 1960年1月19日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）
- b. 2017年1月16日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）

2. 合同委員会は、協定に従い、合同委員会により選定される分科会の下に作業部会を設置する。3.に係る者の地位に関する問題が生じた場合又は協定の実施に関する事項が生じた場合、そのような問題又は事項は協議及び解決のため作業部会に付託され、必要があるときは、解決のため合同委員会に送付される。

3. 合衆国政府及び日本国政府は、軍属（関連する職能のコントラクターの被用者を含む。）の範囲を明確化した。合衆国政府は、地位協定第一条（b）に規定する資格を満たすことを条件として、次の種別の者に対し軍属の構成員としての地位を付与する。

- a. 予算上の資金により雇用される在日米軍の文民の被用者。
- b. 在日米軍の監督下にある歳出外資金により雇用される文民の被用者。
- c. 合衆国軍隊が運航する船舶及び航空機の文民の被用者（地位協定第十七

条の適用に当たってのみ、一定の期間合衆国軍隊の使用に供される船舶であって契約により運航されるもの、定期用船契約により運航されるもの及び一般業務委託契約により運航されるものの乗組員を含む。）。

- d. 在日米軍に随伴し、及びこれを直接支援するサービス機関（合衆国サービス機関及び米国赤十字等を含む。）の人員であって合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している人員。
- e. 合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している合衆国軍隊に雇用されていない合衆国政府の被用者。
- f. 次の要件を満たすコントラクターの被用者。
 - 1) 合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者。
 - 2) 合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有しているコントラクターの被用者。当該コントラクターの被用者は、次のいずれかの要件を満たす。
 - a) 高等教育又は専門的な訓練及び経験を通じて技能又は知識を取得していること。
 - b) 任務の遂行のため、合衆国により承認された情報取扱資格を保持していること。
 - c) 合衆国の連邦省庁、合衆国の諸州、合衆国の準州又はコロンビア特別区によって発行された免許又は資格証明書を保持していること。
 - d) 専門的な任務を遂行するため、合衆国軍隊により緊急事態において必要であると認定され、日本での滞在が91日未満であること。
 - e) 合同委員会により特に認められること。
- g. 地位協定第二十条2の規定に従い維持される軍用銀行施設を運用する被用者。

h. 合同委員会によって特に認められる者

4. 協定第四条の規定を考慮し、両国政府は、次のとおり協力及び調整を強化する。

a. 日本国政府及び合衆国政府は、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確認する。

b. 合衆国政府は、居住に係る日本国の関係法令に合致する適切な指針を发出する。

c. 両国政府は、適切な仕組み及び手続を強化する。いずれか一方の政府が二重に資格を有している者を特定したときは、両国政府は、この問題に対処するために適切な措置をとる。

d. この項の仕組み及び手続を更に強化するため、地方の入国管理局及び地方の軍当局は、双方の間の情報共有、協力及び連絡を促進する。

5. 合衆国政府は、次の手続を適用する。当該手続は、合衆国の法令上の求めにより、本覚書が有効となる日の後に作成される契約に対して適用される。

a. 合衆国政府は、3. f. の基準に基づき、コントラクターの被用者が軍属の構成員としての資格を有するかについて判断するため、見直しを実施する。コントラクターの被用者が当該基準を満たしていないと判断される場合、合衆国政府は、軍属の構成員としての当該コントラクターの被用者の地位を終了する手続を直ちに開始する。合衆国政府が軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を終了する手続を開始するに当たり、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格へ移行する手続を完了するか又は日本国から出国する。

b. 合衆国政府は、合衆国の法令上の制限により、軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を直ちに終了することができない場合、実行可能な限り早期に当該地位を終了するために必要な措置をとる。この場合においては、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格へ移行する手続を完了するか又は日本国から出国する。

- c. 合衆国政府は、軍属の構成員としての当該地位が終了したときは、日本国政府にその旨を通知する意向を有する。
 - d. a. にいう見直しの進捗状況は、半年ごとに日本国政府との間で共有され、その最終的な結果は、協定の発効後2年以内に日本国政府に報告される。
6. 協定第五条1に規定する通報の手続は、合同委員会の枠組みを通じて決定される。通報には、コントラクターの被用者の氏名、コントラクターの被用者を雇用している会社及びコントラクターの被用者が3.f. 2)のいずれの基準を満たしているかに係る評価等の情報を含む。
7. 合衆国政府は、協定第五条2に規定する定期的な見直しの結果として、軍属の構成員として認定された全てのコントラクターの被用者が実際に当該認定を受ける資格を有しているかを毎年確認する。合衆国政府は、合同委員会によって選定される他の種別の軍属の人員についても同様の見直しを行う意向を有する。合衆国政府は、コントラクターの被用者又は当該他の種別に含まれる人員が軍属の構成員としての地位を得る資格を有していないと決定される場合、当該者に関する適切な情報を提供する。
8. 協定第五条3に規定する報告は、軍属の構成員の総数並びに3.f. にいうコントラクターの被用者の総数及び合同委員会が決定する他の情報を含む。